

摂津市議会

議会運営委員会記録

令和8年3月25日

摂津市議会

議会運営委員会記録

1. 会議日時

令和8年3月25日（水）午前10時 1分 開会
午前10時44分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長	村上英明	副委員長	光好博幸	委員	安藤 薫
委員	大川ゆり	委員	峰松由紀子		
議長	南野直司	副議長	松本暁彦		
議員	長田知樹	議員	中川嘉彦		

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

副市長 山本和憲 総務部長 石原幸一郎

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 荒井陽子 事務局次長 森口雅志
事務局次長代理 香山叔彦 事務局副主査 杉本晃司

1. 案件

令和8年度摂津市一般会計予算所管分
令和7年度摂津市一般会計補正予算（第8号）所管分
追加議案及び意見書の議事日程、扱いについて
摂津市議会情報セキュリティ基本方針（案）について

(午前10時1分 開会)

○村上英明委員長 ただいまから議会運営委員会を開会します。

まず、理事者から挨拶を受けることにします。

山本副市長。

○山本副市長 おはようございます。本日はお忙しい中、議会運営委員会を御開催いただきまして誠にありがとうございます。

本日は、本定例会におきまして当初発送いたしました議案以外に、報告案件といたしまして、損害賠償の額を定める専決処分報告の件、及び議案といたしまして工事請負契約締結の件、合計2件を追加提出させていただくことと存じます。

その概要につきましては、この後、総務部長から御説明をさせていただきます。どうかよろしくお取り計らいのほどお願いを申し上げます。

○村上英明委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、峰松委員を指名します。

それでは、追加議案について概略説明をお願いします。

総務部長。

○石原総務部長 それでは、令和8年第1回市議会定例会追加提出案件の概略説明をさせていただきます。

まず、報告第3号は、損害賠償の額を定める専決処分報告の件でございます。

本件は、公用自動車による車両接触事故で、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたものでございます。

事故の発生状況につきましては、令和8年2月8日、日曜日午前6時頃、衆議院議員総選挙の投票所開設のため、摂津市南別府町9番、府営南別府住宅敷地内駐車ス

ースにおいて、駐車しようとして後退した際、当該駐車スペースに駐車していた相手方車両に接触し、当該車両の一部を破損させたものでございます。

損害賠償の相手方につきましては、枚方市在住の者でございます。

また、損害賠償の額は11万9,820円で、全額、公益社団法人全国市有物件災害共済会から補填されるものでございます。なお、3月17日に専決処分をいたしましたので、本定例会に専決処分の報告をさせていただくものでございます。

次に、議案第34号は、工事請負契約締結の件でございます。

本件は、工事請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容でございますが、摂津市立別府小学校外壁等改修工事で、契約方法は事後審査型制限付一般競争入札、契約金額は1億6,485万4,800円でございます。

契約の相手方は、摂津市南別府町3番15号、株式会社マイスター代表取締役香山永宏でございます。

以上、令和8年第1回定例会追加提出案件の概略説明とさせていただきます。

○村上英明委員長 説明が終わりました。

この際、何か質問があればお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 質問がないようですので、理事者の皆様は退席いただいて結構です。

暫時休憩します。

(午前10時5分 休憩)

(午前10時6分 再開)

○村上英明委員長 再開します。

それでは、議案第1号所管分及び議案第9号所管分について審査を行います。

本2件につきましては、補足説明を省略し質疑に入ります。質問のある方いますか。
安藤委員。

○安藤薫委員 1点だけ質問させてもらいます。

令和7年度は市会議員選挙もありまして、議会だよりや、備品等の調達が通年より多く見積もられていたかと思います。その点で言えば、令和8年度については令和7年度と比べると、予算は低めに設定されていると理解をしています。この間の議会運営委員会で議論してきました、令和8年第1回定例会から開始する、配信映像の二次利用の件でございますが、予算への影響がありましたら、確認の意味でお聞かせいただけたらと思います。

○村上英明委員長 森口局次長。

○森口事務局次長 それでは、安藤議員の質問に御答弁申し上げます。

配信映像の二次利用の件でございますが、今年の第1回定例会から開始されまして、新たに予算、費用は発生いたしません。

以上でございます。

○村上英明委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 ありがとうございます。

議会活動をより周知していくっていう点では前向きな改善が図られたと思います。ただ、予算的には影響がないということでございました。

今後、この議会運営委員会で二次利用も含めて様々なICTの利用等も出てきた際に、また予算要求も考えていく必要があると思いますが、議会運営委員会において新たな取組をやっていくと、考えられるも

のなのかお聞かせいただけたらと思います。

○村上英明委員長 森口局次長。

○森口事務局次長 新たな予算措置を検討しているかという件でございますが、例えば来年度の4月から導入予定であるL o G oチャットについては、当然予算が発生いたします。費用に関しては、1人当たり220円掛ける19人掛ける12か月ということで、年間を通して約5万円かかりますが、情報政策課の予算で対応いたします。

○村上英明委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 ありがとうございます。

津市全体で、中期財政計画において経常経費等の見直しも図られており、何でもかんでもできるということではないと十分理解しております。その上で、議会についても市民の皆さんに、議会が何を議論しているのかを発信していくことも非常に重要ですので、議会運営委員会で予算を考慮しながら、いろいろな議論ができたと思います。

以上です。

○村上英明委員長 ほかにございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 以上で質疑を終わります。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第1号所管分について可決することに賛成する方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○村上英明委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定を

いたしました。

議案第9号所管分について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○村上英明委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

暫時休憩します。

(午前10時10分 休憩)

(午前10時31分 再開)

○村上英明委員長 議会運営委員会を再開します。

それでは、意見書等の議事日程扱いにつきまして協議を行います。事務局から説明をお願いします。

杉本副主査。

○杉本事務局副主査 それでは、議会議案の上程に関わりまして、3月27日の議事日程について説明申し上げます。

この日は日程1、一般質問の後、日程2、議案第1号など27件の付託案件に関する委員長報告、採決となります。この27件を採決グループにまとめて、備考欄に採決の方法を記入いたします。

議案第1号、議案第4号、議案第7号、議案第8号、議案第12号、議案第21号、議案第26号、議案第27号、議案第28号及び議案第29号が一括起立採決。議案第2号、議案第3号、議案第5号、議案第6号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第13号、議案第14号、議案第19号、議案第20号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第30号及び議案第31号が一括簡易採決でございます。

次に、日程3及び日程4が本日提出されました追加議案の審議で、まず日程3が、議案第34号の審議で上程の上、即決でござ

います。

続いて、日程4が、報告第3号の報告で報告を受けていただきます。

次に、日程5が本日上程が決まりました意見書案でございまして、一括上程の上、即決でございます。採決グループごとに並べ替えて、議会議案第2号は、簡易採決。議会議案第3号が起立採決と備考欄に記載いたします。

日程6は、常任委員会の所管事項に関する事務調査の件でございまして、これについては、備考欄に簡易採決と記載いたします。

なお、この議事日程並びに議会議案につきましては、3月27日の本会議開会までに議場配付させていただきます。

以上でございます。

○村上英明委員長 ただいまの事務局の説明のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 異議ないようですので、そのように決定します。

次に、摂津市議会情報セキュリティ基本方針(案)についてです。まず、事務局から説明を受けます。

香山局次長代理。

○香山事務局次長代理 本件につきましては、2月16日の本委員会において、議会独自の基本方針策定を決定いただきました。これを受けまして、事務局にて基本方針(案)を作成いたしましたので、御説明させていただきます。

お手元の摂津市議会情報セキュリティ基本方針(案)の対照表を御覧ください。

今回、本市議会の基本方針(案)を作成するに当たり、総務省が示す基本方針(案)を基に作成しております。このことから、

本資料では左側に本市議会の基本方針（案）、右側に総務省のガイドラインで示されている基本方針（案）を表示し、文言の変更箇所については下線を引いております。

それでは、項目順に主な点について御説明させていただきます。

まず、1、目的といたしまして、本基本方針は本市議会が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることとしております。

次に、2、定義といたしまして（1）から（11）までの項目を定めております。このうち2ページの総務省が示す（8）マイナンバーの規定がございますが、本市議会ではマイナンバーに係る情報システム等がないため、本項目は除いて作成しております。

次に、4ページを御覧ください。

4、適用範囲の（1）で、本基本方針が適用される範囲を規定しております。適用される機関につきましては、議会としており、この議会には議員及び議会事務局の職員が含まれております。備考欄にも記載しておりますが、議会事務局の職員は市の基本方針の適用を受けております。このことから、本市議会の基本方針が策定された際は、異なる二つの基本方針の適用を受けることとなるため、ただし書で規定していませんとおり、市長の権限に属する事務を行う場合は摂津市情報セキュリティポリシーの適用を受けるとし、それ以外の議長の権限に属する事務を行う場合は、本市議会のセキュリティポリシーの適用を受けることとしております。

次に、5ページを御覧ください。

6、情報セキュリティ対策の（1）組織体制で、「情報セキュリティ対策を推進す

る組織を議会運営委員会とする」としております。これにつきましては、議会という小さな組織体制となるため、議会運営委員会において対策を推進することとするために規定しております。

次に、7ページを御覧ください。

6の（7）運用で、総務省はセキュリティ侵害が発生した場合に備え、緊急時対応計画の策定を示しております。これにつきまして、総務省に確認したところ、必ずこの計画を策定する必要はなく、それぞれの機関でできることを検討いただきたいことから、本市議会では、体制を整えることといたしまして、令和8年度に緊急時における体制のフロー図等を策定する予定としております。

次に、8ページを御覧ください。

（9）評価・見直しを規定しており、総務省は「定期的又は必要に応じて」見直すことを示しておりますが、本市議会では執行部と比べて保有する情報資産が少ないことから、定期的な見直しまではせず、必要に応じて見直すこととしております。

次に、9ページを御覧ください。

7、情報セキュリティ監査及び自己点検の実施を規定しておりますが、先ほど6の（1）で対策を推進する組織を議会運営委員会といたしましたことから、監査及び自己点検が必要な場合につきましては、議会運営委員が実施することとしております。

最後に、9ページから10ページにかけて、総務省が示している、9、情報セキュリティ対策基準の策定、10、情報セキュリティ実施手順の策定につきましては、令和8年度に策定に向けた協議を予定しております。つきましては、現時点において未策定となるため、この項目は規定しておりません。

なお、対策基準及び実施手順を策定いたしましたら、改めて本基本方針にその旨を規定する予定としております。

以上、説明とさせていただきます。

○村上英明委員長 説明が終わりました。これについて、御意見等ございますでしょうか。

安藤委員。

○安藤薫委員 前回も御説明をいただいております。おおむね理解をしておるんですけども、令和7年度中に市の執行部でも、摂津市全体の情報セキュリティ基本方針、対策基準及び実施基準について何度か検討されています。議会の基準やフロー図の作成も執行部と協議をしながらということではありますが、これは対策基準、実施基準及びフロー図は執行部と同じもの、同じ基準にするのか、分けてやるのか。執行部があえて基本方針を議会と分けてやっていることから考えて、今後どういうふうになっていくのか、現段階で分かる範囲でお話しいただけたらと思います。

○村上英明委員長 香山局次長代理。

○香山事務局次長代理 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

令和8年度に対策基準、実施手順、フロー図の三つをどうしていくかにつきましては、全国市議会議長会から通知が示されております。内容は対策基準と実施手順の二点につきましては、市と共同で策定することもできると示されております。議会運営委員会での協議次第になりますが、市と共同で策定することで、もし御決定いただくようでありましたら、この二点については、市と連名で策定していくと考えております。

次に、フロー図についてですが、市とは別組織になりますので、議会単独でフロー

図を策定してまいりたいと考えておりますので、この三点でそれぞれ違いがあると御認識いただければと思います。

以上でございます。

○村上英明委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 ありがとうございます。

非常に専門的な中身のため、私も具体的なことが想定できないのが現状ではあります。情報セキュリティの非常に重要な分野でもありますので、実施手順とか対策基準等につきまして、執行部等と協議しながら進めていくという過程で、職員と議員とでは、立場も違いますし、議会と一括りには括れず、議員それぞれの政治活動や議会活動もありますので、それに見合った点でいうと、分けてやらなければいけないこともあるかもしれません。その協議の状況、問題点等については、慎重に、議会運営委員会に諮っていただきながら進めていただきたいと申し上げておきます。

以上です。

○村上英明委員長 ほかございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 それでは、摂津市議会情報セキュリティ基本方針につきまして、本内容で策定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 では、御異議ないようですので、そのように決定をさせていただきます。

以上で、本委員会を閉会します。

(午前10時44分 閉会)

摂津市議会委員会条例第29条第1項
の規定により署名する。

議会運営委員長 村上英明

議会運営委員 峰松由紀子